点検仕様書

Ⅰ．業務概要

１．業務名称　自治医科大学附属病院手術室他非接地電源装置保守点検

２．業務場所　自治医科大学附属病院
　　栃木県下野市薬師寺３３１１－１

３．業務期間　令和　４年　２月　１日　～　令和　４年　３月３１日

４．業務仕様　この保全業務（以下「業務」という）の受注者は、この点検仕様書に基づき次の業務を履行する。

５．対象業務

（１）　業務内容　手術室他非接地電源装置保守点検

（２）　対象設備　非接地電源装置　105 台
　　別紙　点検対象リストによる。

Ⅱ．一般共通事項

１．請負代金の支払

この業務の発注者の指定した者が行う検査に合格した時は、請負代金の請求ができる。
請負代金の支払については、業務完了後請求書の提出日の月末締め、翌月末に支払う。

２．発注者の負担範囲

作業で使用する電力等は、発注者が負担する。

３．業務条件

（１）　受注者は、点検日にあっては、点検予定日の１か月以上前に担当者へ連絡し協議のうえ決定とする。

（２）　点検日は、診療休業日とし、8：30～17：00 の間で点検すること。

（３）　軽微な不具合を発見した場合は、担当者へ報告し速やかに修理すること。

（４）　点検が予定日内に完了しなかった（しないと断定した）場合は、残務内容、理由を担当者へ報告し協議のうえ再度日程調整を行い速やかに点検を完了させること。また、その際に発生した人件費、その他費用については、受注者が負担する。

（５）　作業写真帳は報告書と別冊で２冊提出すること。

（６）　報告書は点検日より１か月以内に担当者へ提出すること。

（７）　業務期間開始日までに緊急連絡表（２４時間３６５日連絡可能な番号が明記されているもの）を担当者へ提出する。

（８）　新型コロナウィルス等の感染予防の観点から、国及び地方公共団体等から緊急事態宣言や休業要請があった場合は、発注者と協議のうえ、これに従うこと。なお、この場合の工期延長については、柔軟に対応する。

４．廃棄物の処理

点検で発生した廃棄物（ウエス等）は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正

に処分すること。

５．駐車場の利用

（１） 点検に際する必要な機器、工具等の運搬車両は、事前に管財課担当者に承諾を得て駐車を許可するものとする。

（２） 駐車にあたっては、会社名、連絡先を車両全面のウインドウに掲示すること。

６．その他

（１） 工具はそれぞれ適切な物を使用すること。

（２） 作業員は請負者名の入った腕章を着用すること。

（３） 点検箇所の施錠管理を徹底すること。鍵を借用する場合は、責任者が管理し、敷地外へ持ち出さないこと。

（４） 点検場所を汚さない様に十分配慮すること。

（５） 契約後、業務期間までに受注者の緊急連絡体制及び各点検開始日までに作業員名簿（名前、経験年数、保有資格等）を管財課担当者へ提出すること。

（６） 受注者は、故意または重大な過失により発注者側及び第三者に損害を与えたときは、その責を負うものとする。ただし、天災時その他不可抗力により生じた損害はこの限りではない。

令和　４年　１月　７日　自治医科大学　総務部　管財課